

記載要領

記入するときの注意事項

③欄. 被保険者が死亡したことにより遺産相続人が請求するときは、③欄の氏名記入欄に遺産相続人の氏名を記入し、戸籍に関する証明書を添付してください。

又は、死亡した被保険者と生計維持関係のない者が埋葬（葬儀）を行った場合、記入してください。

④欄. 住所は、番地等を忘れないように（〇〇方、マンション名など）記入してください。

⑥欄. 死亡した被保険者と生計維持関係のない者が埋葬（葬儀）を行った場合、記入してください。

⑧欄. 死亡した原因が外傷（打撲、骨折など）であるときは、⑨欄の負傷届に記入してください。

なお、死亡の原因が第三者行為（交通事故、集団食中毒など）によるものであるときは、「第三者行為用の傷病届」（一式）を添付してください。

⑩欄. 給付金の受領方法を記入してください。

添付書類

被保険者が死亡されたとき	請求者が被扶養者の認定を受けていた場合	⑪欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)
	請求者は被扶養者の認定を受けていないが、死亡した被保険者と生計維持関係にあった場合	<ul style="list-style-type: none">⑪欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)死亡した被保険者と請求者の続柄に記載されているもの（除籍謄本等）
	死亡した被保険者と生計維持関係がない者が埋葬（葬儀）を行った場合	<ul style="list-style-type: none">⑪欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)埋葬に要した領収書及び明細書
され扶養者とが死亡	⑪欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)	

※ この請求書には、事業主証明欄がありますが、この欄は給付金の請求事務を円滑に行うために設けているものです。
しかしながら、健康保険法施行規則における事業主証明書の取扱いについては、被保険者等が請求する場合は請求書に添付したうえ健保組合に提出することとされております。
つきましては、施行規則による方法で請求される場合は、被保険者記入欄についてのみ記入した請求書に、事業主証明書を添付のうえ提出していただいて結構です。
なお、添付用の事業主証明書については当組合にて用意しております。

お問い合わせは、大阪金属問屋健康保険組合 業務課 までお願いします。

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-12-27 (TEL) 06-6271-0651